

(設置)

第1条 鈴鹿工業高等専門学校(以下「本校」という。)いじめ防止等基本計画第5第1項及び本校運営規則第4条第1項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校いじめ防止等対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本校におけるいじめを未然に防止し、いじめ又はその兆候を早期に発見し、さらに、いじめに関する事案に対処して、学校組織としてその解決を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1)いじめ防止等基本計画の策定及び見直しに関すること。
- (2)いじめ防止プログラムの策定及び見直しに関すること。
- (3)いじめの早期発見・事案対処マニュアルの策定及び見直しに関すること。
- (4)前3号に基づく各取組の企画及び実施、並びに実施状況及び対処事案の点検評価、検証及び改善に関すること。
- (5)その他いじめ防止等対策に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1)校長
- (2)副校長
- (3)教務主事
- (4)学生主事
- (5)寮務主事
- (6)専攻科長
- (7)学生支援室長
- (8)事務部長
- (9)学生課長
- (10)看護師
- (11)その他校長が必要と認めた者

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見等を聴くことができる。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 副委員長は、副校長とする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、原則として、奇数月に開催するものとする。ただし、必要があるときは、日程を変更し又は臨時に開催することができる。

(調査・検討等)

第7条 いじめ事案が発生したとき又は事案の通報があったときの事案ごとの調査・検討及び解決についての組織的対応は、いじめ防止等基本計画、いじめの早期発見・事案対処マニュアルにより、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で審議のうえ校長が定める。

附則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年8月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。